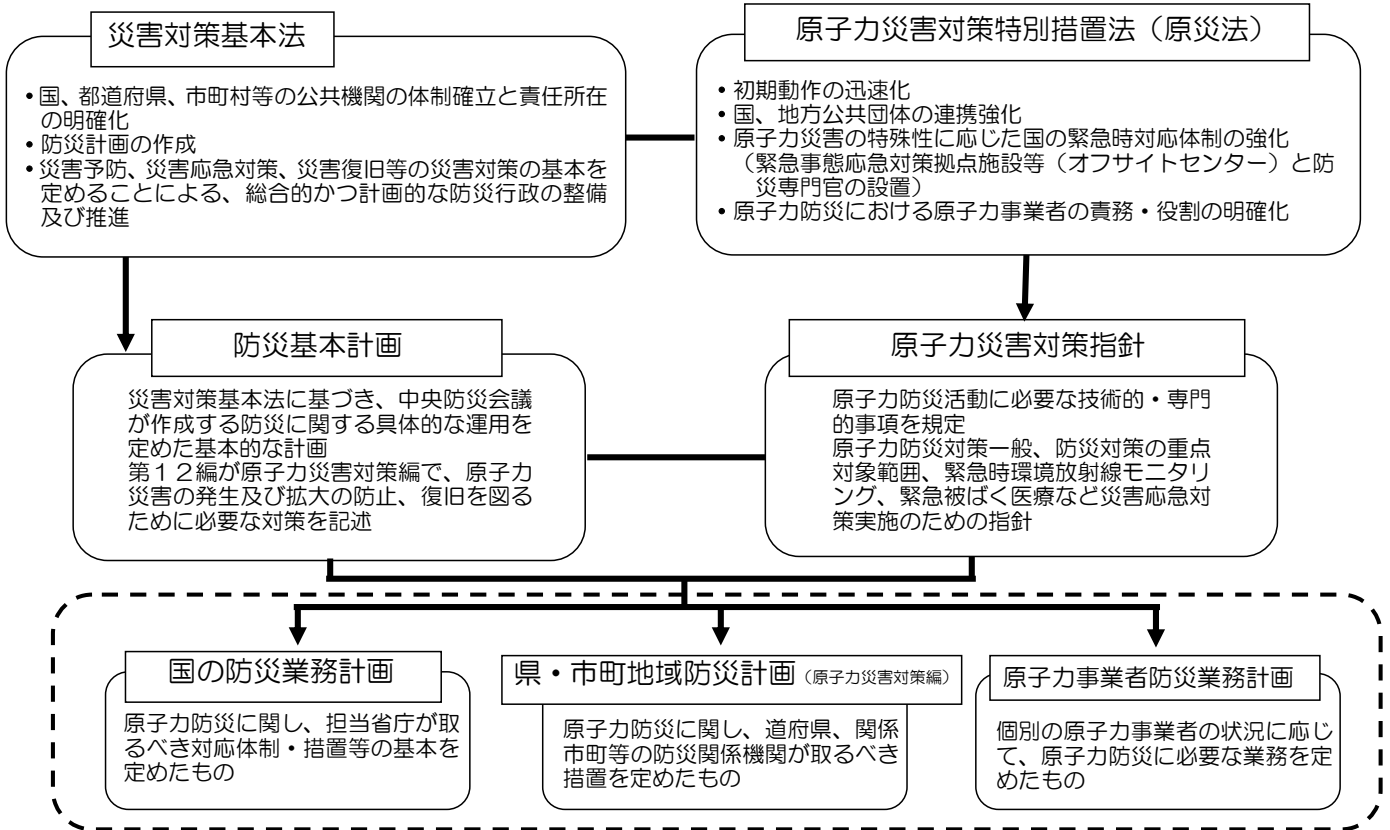


愛媛県地域防災計画の修正について（原子力災害対策編）

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

原子力防災に関する法体系



2 計画修正の背景

国の防災基本計画や伊方発電所原子力事業者防災業務計画が改正されたことなどを受け、本計画を修正するものである。

3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は、以下のとおりである。

(1) 防災基本計画の修正に対応

- ①災害対策基本法の改正
 - ・避難勧告・指示の一本化
 - ・個別避難計画の作成の努力義務化
- ②文言表記の統一

(2) 原子力災害対策指針の改正に対応

- ①施設敷地緊急事態要避難者の定義の明確化
- ②文言表記の統一

(3) 伊方発電所原子力事業者防災業務計画の修正に対応

- ①緊急時活動レベル（EAL）の一部修正
 - ・「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正
 - ・「原子力規制委員会告示第三号（伊方2号機冷却告示）」に伴う修正